# Ⅲ 南大沢について

- 1 多摩ニュータウンの中の南大沢
- 2 開発の経緯
- 3 駅前の各画地の利用状況
- 4 都市計画(用途地域等)
- 5 都市計画(地区計画)
- 6 現在の土地利用の状況
- 7 みどりの状況
- 8 交通ネットワークの状況
- 9 景観の状況
- 10 交通インフラ
- 11 周辺の開発動向

- 12 人口•居住者
- 13 乗降客数と従業員数から みた駅前の拠点性
- 14 大型商業施設の立地状況
- 15 業務施設等の立地状況
- 16 大学の立地状況と留学生数
- 17 東京都立大学
- 18 先端技術の活用
- 19 南大沢について まとめ

## Ⅲ-1 多摩ニュータウンの中の南大沢

南大沢駅周辺は、多摩ニュータウンの西部地区に位置し、西部地区の中心となる「西部地区センター」として、商業・業務施設や公益施設の整備が進められてきた。



出典:「多摩ニュータウン地域再生ガイドライン」(2018(平成30)年2月 東京都)に一部加筆

#### 開発の経緯 III-2

本格造成開始

1018住戸で入居開始西部地区14住区でまちびらき

ら分譲 が譲地《四季の丘》が があるであるである。 入居開始 ヌ南大沢

が戸 建て 公社か用 以降平成4年まで 計228画地が分譲

步行者道整備 公共広場 • 中郷公園設置 郵便局設置 救急救命東京研修所設置 地域冷暖房 • 電線地中化

H.4の駅前ビル開業以降、駅前北と駅前南は 異なる方針の整備が進められた(多摩NT開発センター30年史より)

S. 52

S. 58 (1983)

業務施設の立地が可能になる新住宅市街地開発法が改正され、

多摩ニュ

タウン開発センタ

設立

京王相模原線 南大沢駅 開業

S. 61 S. 63 H. 1 H. 2

延伸開業京王相模原線

南大沢~橋本駅間が

都立大学 全学移転開校

ユギ(商業ビル) 開!パオレ(複合ビル)、

開業

H. 9 H. 8

H. 12 H. 13

H. 18 H. 19 H. 20 H. 17 (2006) (2007) (2008)

フレンテ南大沢

開業

サザンウィンズ南大沢

開業

H. 29

(2017)

(1977)

(1988) (1989) (1990) (1991) (1992) (1986)

(1996) (1997)

文化会館・図書館) 開業フレスコ南大沢(業務棟

プラザ

A 開業

(2000) (2001)

ファブ南大沢

開業

開三業井ア・

ク多摩南大沢

(2005)

フォレストモール南大沢

開業

首都大学東京 開校都立大学他3大学の統合のち

超える南大沢駅乗降客数が6万4千人を

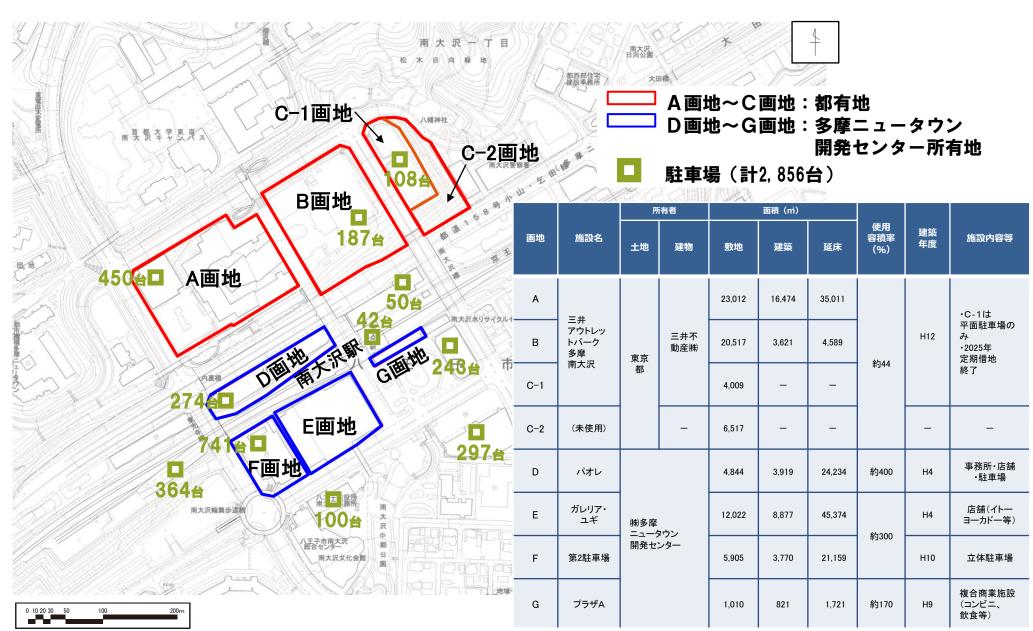
京王相模原線沿線 では橋本駅、京王多 摩センター駅に次ぐ

南大沢駅周辺の区域に大規模な 商業・業務施設等を誘導する開 発先導のため

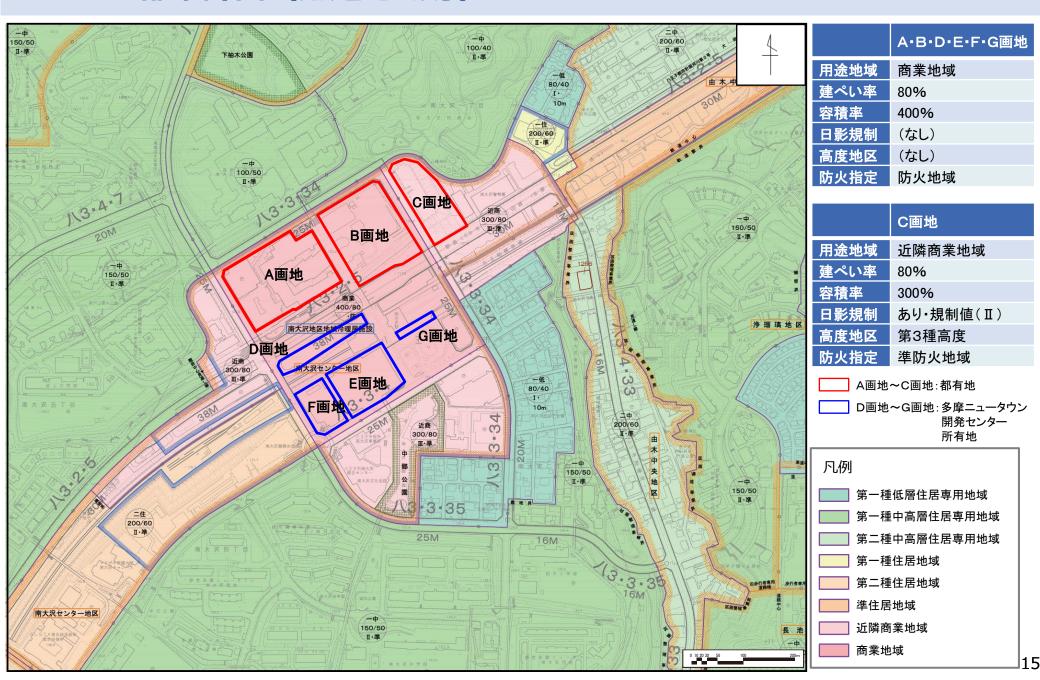
住宅建設だけの都市づくりからの脱皮・文化的な 都市づくりを進める上での核機能として地域社会 に向かって開かれた大学を目指した

福祉センタ

## Ⅲ一3 駅前の各画地の利用状況

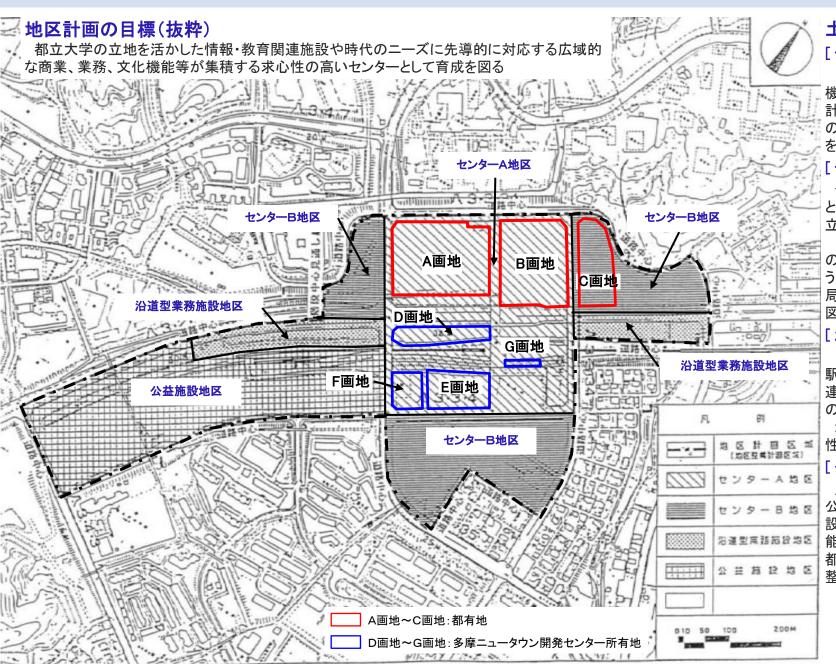


## Ⅲ一4 都市計画(用途地域等)



# Ⅲ-5 都市計画 (地区計画)その1

### (1999(平成11)年変更)



#### 土地利用の方針(抜粋)

#### [ センターA地区]

南大沢駅を中心に生活拠点 機能及び業務機能の集積を図り、 計画的に魅力的な商業、業務核 の形成を図り、拠点地区の形成 を目指す地区として整備

#### [ センターB地区 ]

センター機能を補完する地区 として、商業、文化等の施設の 立地を図る

多摩ニュータウン八王子地区 の住民への行政サービスを行な う市支所・警察署・消防署・郵便 局等の官公庁施設等の立地を 図る地区として整備

#### [ 沿道型業務施設地区 ]

多様化するニーズに配慮し、 駅前中心施設から連なる生活関 連の商業、業務サービス施設等 の立地する地区

地域居住者等の生活に利便性を与える地区として整備

#### [公益施設地区]

周辺住宅地の環境に配慮した 公益的施設、業務施設、商業施 設等の導入を図り、センター機 能の補完及び快適で魅力ある 都市環境を形成する地区として 整備

# Ⅲ-5 都市計画(地区計画) その2

八王子都市計画地区計画の変更 (八王子市決定)

都市計画南大沢センター地区地区計画を次のように変更する。

	名 称	南大沢センター地区地区計画
	位 置	八王子市南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢四丁目及び南大沢五丁目各地内
	面 積	約 38.0ha
	地区計画の目標	本地区は、多摩ニュータウンの西側地区、京王相模原線南大沢駅周辺に位置し、東京都施行による新住宅市街地開発事業に基づい
区		た計画的な土地利用、施設配置を行う地域であり、多摩の「心」としての多摩ニュータウンにおいて、拠点地区として位置づけられ
域		
坝		これらの基本方針を基に、都立大学の立地を活かした情報・教育関連施設や時代のニーズに先導的に対応する広域的な商業、業務、 文化機能等が集積する求心性の高いセンターとして育成を図ることを目標とする。
0	土地利用の方針	本地区を4つの地区に区分し、それぞれの方針を次のように定める。
整	11.014/11.12	[センターA地区]
TE.		南大沢駅を中心に生活拠点機能及び業務機能の集積を図り、計画的に魅力的な商業、業務核の形成を図り、多摩の「心」の拠点地
備		区の形成を目指す地区として整備する。
		[センターB地区]
		センター機能を補完する地区として、商業、文化等の施設の立地を図る。また、多摩ニュータウン八王子地区の住民への行政サー
開		ビスを行なう市支所・警察署・消防署・郵便局等の官公庁施設等の立地を図る地区として整備する。 [沿道型業務施設地区]
発		多様化するニーズに配慮し、駅前中心施設から連なる生活関連の商業、業務サービス施設等の立地する地区として、また、地域居
		住者等の生活に利便性を与える地区として整備する。
及		[公益施設地区]
び		周辺住宅地の環境に配慮した公益的施設、業務施設、商業施設等の導入を図り、センター機能の補完及び快適で魅力ある都市環境
(17)		を形成する地区として整備する。
保	地区施設の整備の	新住宅市街地開発事業により、地区内に計画的に整備される道路及び緑地の各施設の機能が損なわれないよう維持、保全を図る。
全	建築物等の整備の	〔センターA地区〕
ız	方針	センター地区としての賑わいの創出や、都立大学の表玄関に相応しい建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建
1		築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、建築物等の高さの最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
関		[センターB地区]
す		隣接する都立大学の緑地、集合住宅地及びその周辺環境と調和する建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の制限、建築
,		物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
る		[沿道型業務施設地区] 幹線道路に面した交通条件を活かすとともに、南大沢駅周辺の賑わいを高める建築物等を誘導、整備するため、建築物等の用途の
方		制限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。
		[公益施設地区]
針		隣接する集合住宅地及びその周辺の住民の利便性を高める施設を誘致し、良好な地区環境の創出を図るため、建築物等の用途の制
		限、建築物の敷地面積の最低限度及び建築物等の形態又は意匠の制限を定める。

		位 置 八王子市南大沢一丁目、南大沢二丁目、南大沢四丁目及び南大沢五丁目各地内							
地		面 積			約 38.0ha				
		区施設	種	類	名 称	di	i 積	備	考
	の配置及び規模		緑	地	内 裏 谷 戸 緑 地		約0.6ha	既	設
	地	地区の名称		称	センターA地区		センターB地区	沿道型業務施設地区	公益施設地区
	区	分	面	積	約13.6ha		約10.4ha	約3.2ha	約10.8ha
		建築物等の用途			次の各号に掲げる建築物は建築してはならない。		次の各号に掲げる建築物は	次の各号に掲げる	次の各号に掲げ
		の制限※			1. 住宅		建築してはならない。	建築物は建築しては	る建築物は建築し
	建	建			2. 共同住宅、寄宿舎又は下宿		1. 住宅	ならない。	てはならない。
区		Ψ.			3. 学校(専修学校及び各種学校は除く。) 4. 自動車教習所		2. 寄宿舎又は下宿	1. 寄宿舎又は下宿	1. 住宅
							3. 学校 (専修学校及び各種学	2. 建築物の延べ面積	2. 寄宿舎又は下宿
					5. 倉庫業を営む倉庫		校は除く。)	の2分の1以上を居	3. 建築物の延べ面
	Arter 1				6. 自動車修理工場		4. 自動車教習所	住の用に供するも	積の2分の1以上
	楽				7. 危険物の貯蔵又は処理に供するもの(建築	物に附属す	5. 倉庫業を営む倉庫	0	を居住の用に供す
					るものを除く。)		6. マージャン屋、ぱちんこ屋、	3. 建築物の1階部分	るもの
					8. 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に	関する法律	射的場、勝馬投票券発売所、	を居住の用に供す	4. 建築物の 1 階部
					第2条第6項の規定に該当する営業に係る	もの	場外車券売場その他これらに	るもの(管理人室等	分を居住の用に供
	物				A PACTOR A PACTOR AND A PACTOR	0	類するもの	に供する部分を除	
							7. 危険物の貯蔵又は処理に供		室等に供する部分
整							するもの (建築物に附属する		を除く。)
							ものを除く。)	び各種学校は除	
							SVY BR CO	(。)	は処理に供するも
	等	S. P. Carlotte and						\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	の(建築物に附属
									するものを除く。)
		Zde ddir 64a	Δ IBbe	lah izi					するものを除て。)
		建築物の敷地面 精の最低限度※				$0 \ 0 \ m^2$		3 0 0 m²	1, 000m²
	15	程の取収限度器   壁面の位置の制							
		壁画の	11/. (8)	の側		部分につい			
					ては、次の各号による。	CAL BALAN			
備					1. 建築物の外壁又はこれに代わる柱(以下、				
					という。)の面からセンターペデ道路(以				
	関				という。) 境界線までの距離は、20m以上と	しなければ			
					ならない。				
					ただし、ペデの路面の中心からの高さ(以				
					という。)が 9m以下の部分については、こ	の限りでな			
					ν <sub>0</sub>				
	1				2. 高さ 9m以下の外壁等の面から、ペデ境界	線までの距			
n <del>ta</del>					離は、2m以内としなければならない。				
					ただし、2m以内にあるペデに面する外壁	. , ,			
					合計は、建築物の敷地がペデに接する長さ	の合計の 2			
	る		分の1以上とする。						
		建築物等の高さの最低限度 ※			計画図に示す壁面の位置の制限を定める	部分にある			
					建築物の高さの最低限度は8mとする。				
					ただし、次の各号の一に該当する建築物又	(は、建築物			
	事				の部分については、この限りではない。				
	-40				1. ペデ境界線からの距離が、20mを超える				
					2. 前号に該当する部分を除き、高さ 8m未満	前の建築物の			
					部分の水平投影面積の合計が、100 ㎡以下	の当該建築			
					物の部分				
		項 建築物等の形態 1. 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱の色彩は、周囲の環境に調和したものとする。							
圃	項	建築物	等の	形態	1. 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱	の色彩は、眉	周囲の環境に調和したものとする	0	
画	項				1. 建築物の屋根、外壁及びこれに代わる柱 2. 屋上、屋外設置物及び工作物は地上や他			٥	
画	項					の建築物から	らの景観に配慮する。	•	